

博士論文リポジトリ登録勉強会資料

2014.11.11

長崎大学附属図書館

学術コンテンツ

(2016.1.8 改訂)

長崎大学学術研究成果リポジトリ NAOSITE とは

長崎大学で生産された学術研究成果（紀要論文・学位論文・学術雑誌掲載論文・学会発表資料や各種教材など）を電子的に登録・保存し、インターネットを通じて広く世界中に発信する、新しい「電子的書庫」です。

長崎大学に所属する研究者の方の研究成果を一元的に収集・保存し、誰もが無料で利用できるように広く公開しています。

NAOSITE に登録することにより、

JAIRO 学術機関リポジトリポータル (NII)

<http://jairo.nii.ac.jp/>



CiNii

<http://ci.nii.ac.jp/>



などでも、論文を読むことができます。

研究者としては、NAOSITE に登録後、論文リンクを評価基礎データベースシステムや研究者総覧データベースと連携する機能もあり、研究者評価の向上が期待できます。

スペインの研究機関が発表している、世界リポジトリランキングでは、長崎大学は国内 3 位、世界 137 位に入っています。（2015 年 7 月現在）

<http://repositories.webometrics.info/en/Asia/Japan>

博士論文のリポジトリ公表について

平成 25 年 4 月 1 日以降に学位を授与された方は、博士論文の全文をインターネットにより公表することが義務付けられました。（学位規則(昭和二十八年四月一日文部省令第九号) 第九条)

Q なぜインターネット公表になったのか？

公表の方法を、従来、印刷公表，すなわち単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物に登載するものとしていたところ，**情報化が進展する中において当該目的をより効果的に達成するため，また，学位を授与された者の印刷に係る負担軽減の観点から**，その方法をインターネットの利用により行うものとする事。（学位規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）二 留意事項より抜粋）

Q 学部のサーバーにアップロードしても大丈夫？

改正後の学位規則第 8 条及び第 9 条に規定するインターネットの利用による公表の具体的な方法については、**当該博士の学位を授与した大学等の機関リポジトリ（共同リポジトリ及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が提供する共用リポジトリサービスにより構築されたりポジトリを含む。以下同じ。）による公表を原則**とされたいこと。

（学位規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）二 留意事項より抜粋）

長崎大学では、機関リポジトリである **NAOSITE に登録**することが、『**インターネット公表**』となります。

インターネット公表の時期

- ・学位授与者（大学）は「論文の内容の要旨」「論文の審査結果の要旨」を、**学位授与後 3 ヶ月以内**
- ・学位を授与された者（学生）は「論文の全文」を、**学位授与された日から 1 年以内**
※「やむを得ない事由」により 1 年を超えて博士論文の全文をインターネットで公表できない場合は、「博士論文の全文」に代えて「全文の要約」を公表することができる。しかし「やむを得ない事由」が無くなった場合は「論文の全文」を公表すること。

リポジトリ登録の際に注意すべき著作権

1) 論文執筆時やリポジトリ公表時に注意すべき著作権

① 博士論文の著作権は、著者（学位を授与された者＝学生）にあります。リポジトリに登録することにより著作権が大学へ移ることはありません。しかし、インターネット公表にあたり、以下の権利の行使を許諾したものとみなします。

- ・博士論文を電子ファイルとして本学リポジトリ内に複製する権利（複製権）
- ・博士論文をインターネット公表すること（公衆送信権）

② 共著者がいる場合は、共著者全てが①に挙げた権利をもっているため、共著者全員の許諾を取るよう学生への指導をお願いします。

③ 学術雑誌投稿論文を博士論文の全文または一部としてインターネット公表する場合は、著作権が出版社にある可能性が高いため、各学術雑誌の著作権ポリシーを確認する必要があります。

2) 出版社や学術雑誌の著作権ポリシーの確認方法

出版社および同じ出版社でも雑誌によってそれぞれ、著作権ポリシーが違います。

以下の優先順位に従い、確認をとるよう指導をお願いします。

① 出版社と交わした著作権譲渡契約書（Copyright Transfer Agreement）

※共著者がいる場合、Corresponding Author（コレスポ）が代表して契約している場合がありますので、コレスポの先生にお尋ね下さい。

② 出版社のホームページ

③ 出版社の著作権データベース

国内：SCPJ：学協会著作権ポリシーデータベース

<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

海外：SHERPA/ROMEO：海外出版社の著作権ポリシーデータベース

<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

※これらのデータベースについては、情報が古く更新されていないこともあるため、あくまでも参考として下さい。

3) その他機関リポジトリ著作権の参考サイト

『博士論文と著作権』 東京大学情報システム部情報基盤課学術情報チーム
<http://hdl.handle.net/2261/55511>

『機関リポジトリと著作権 Q&A』 黒澤節男 著
<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065>

4) 著作権確認学内窓口

出版社の著作権ポリシーが不明だった場合は、図書館学術コンテンツまでご連絡下さい。

「やむを得ない事由」について

「やむを得ない事由」がある場合は、「博士論文全文の公表」に代えて「全文の要約」を公表することができます。

- ① 立体形状による表現等を含む場合
- ② 著作権保護，個人情報保護等が必要な場合
- ③ 出版刊行，多重公表を禁止する学術雑誌への掲載，特許の申請等の関係で学位を授与された者に明らかな不利益が生じる場合
- ④ 他者の著作物を転載している，または出版刊行済み，学術雑誌へ掲載済みであって，著作権者からインターネット公表の許諾が得られない場合

「やむを得ない事由」に該当する場合の対応

「やむを得ない事由」に該当する学生は、学長宛てに『インターネットの利用による学位論文(全文)の非公表(公表保留)承認願』を提出し、承認を受けるよう指導をお願いします。

学長の承認を受けた学生は、インターネット公表用「全文の要約」作成して下さい。また「要約」を公表する場合は、大学と国会図書館はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供することができるようにしなければならないため（学位規則第九条第二項関係）、印刷可の全文ファイルを大学へ送付して下さい。

※国会図書館への送付については、教育支援課が対応します。

国会図書館 国内博士論文の収集 2 博士論文の送付方法

(3) インターネットを利用して論文の全文を公表しない場合

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/hakuron/index.html#chap2>

『全文公開ファイル』について

電子ファイル形式は、PDF（PDF/A（ISO 19005）が望ましい）を推奨します。
ファイル作成時には以下の点について注意し必ず確認するようにしてください。

- ① 外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと（フォントを埋め込んだファイルとすること）
- ② 電子ファイルのプロパティにアクセス可能で変更ができること（文書開示・印刷制限等の暗号化、パスワードの設定等がされていないこと）
※パスワードをかけたファイルを登録する場合は、大学と国会図書館に印刷可の全文ファイルを
送付する必要があります。『「やむを得ない事由」に該当する場合の対応』および『要約公表者な
どに対する『博士論文文献複写確認書』について』をご覧ください。
- ③ PDF 変換についてご不明な点があれば、図書館学術コンテンツまでお問い合わせください。

リポジトリ公表後について

NAOSITE 登録後、国会図書館により自動収集（ハーベスト）され、国会図書館のデータベースに収録
されます。（平成 27 年 2 月 2 日より自動収集開始）

国会図書館 国内博士論文の収集 2 博士論文の送付方法

(1) 国立情報学研究所がメタデータを自動収集する機関リポジトリで公表する場合

<http://www.ndl.go.jp/aboutus/hakuron/index.html#chap2>

メールアドレスについて

リポジトリ登録に際し、毎月 1 日に閲覧状況確認メールが届くように設定しています。この閲覧状況メ
ールにより、博士論文の利用状況を知ることができます。

学生には卒業後・帰国後に確実に連絡がとれるメールアドレスの取得の指導をお願いします。

（※Yahoo メールや G-mail などの WEB メールならば海外でも利用可の為、ご検討をお願いします。）

またリポジトリ登録などによる論文の可視化により、博士論文内容の引用許諾依頼が図書館に来るよう
になりました、その際、登録してあるメールアドレスを利用して、図書館から著者へ連絡をしますが、
著者の個人情報を、利用者へ直接伝えることは一切行いません。

著者が利用者との直接連絡を希望する以外は、図書館を通して、利用者で連絡をとることになりますの
で、ご理解をお願いします。

要約公表者などに対する『博士論文文献複写確認書』について

要約公表およびパスワードをかけたファイルを公表した場合、印刷可の全文ファイルを大学に提出していただきます。

これに関し、利用者が図書館において当該博士論文を閲覧した結果、全文複写を希望する場合、著者の了解が得られている時は全文複写を行うことができます。（著作権法第三十一条）

※しかし著者の了解が得られない場合は、著作権法の定めにより半分までの複写が許可されます。

つきましては著者の意向を在学中に確認する必要があるため、該当する学生に対し『博士論文文献複写確認書』の提出をお願いします。確認書は印刷可の全文ファイルと共に、図書館へご送付下さい。

その他

その他、ご不明な点があれば、図書館 学術コンテンツまでお問い合わせください。

長崎大学附属図書館 学術コンテンツ

TEL : 095-819-2195 / E-Mail : libcon@ml.nagasaki-u.ac.jp